

## 川崎市危機管理推進会議「業務継続計画専門部会」設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、大地震等の大規模災害の発生又は新型インフルエンザ等の発生若しくは流行した場合に、市民生活を支える市役所機能を維持することを目的とした業務継続計画に係る課題を調査・検討するため、川崎市危機管理推進会議規程（平成16年川崎市訓令第1号）第8条第1項の規定に基づき、川崎市危機管理推進会議（以下「推進会議」という。）に業務継続計画専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

### (組織等)

第2条 専門部会は、業務継続計画に係る課題を調査・検討し、その結果を推進会議に報告する。

- 2 部会長は、危機管理本部危機管理部長をもって充てる。
- 3 部会委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めたときは、検討する事項に関する所管部局及び関係者の出席を求めることができる。

### (作業部会)

第3条 業務継続計画に係る事項について専門的かつ具体的に検討するため、専門部会に課題別の作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会長は、危機管理本部危機管理部担当課長をもって充てる。
- 3 作業部会委員は、部会委員から推薦のあった者をもって充てる。
- 4 作業部会の会議は、作業部会長が招集し、その議長となる。
- 5 作業部会の検討課題は、部会長が定める。
- 6 作業部会長は、必要があると認めたときは、検討する事項に関する所管部局及び関係者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第4条 専門部会及び作業部会の庶務は、危機管理本部危機管理部において処理する。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、専門部会又は作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年10月8日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

## 危機管理推進会議 業務継続計画専門部会 委員一覧

役職	所属
部会長	危機管理本部危機管理部長
部会委員	総務企画局総務部長
部会委員	財政局財政部長
部会委員	市民文化局市民生活部長
部会委員	経済労働局産業政策部長
部会委員	環境局総務部長
部会委員	健康福祉局総務部長
部会委員	健康福祉局保健所長※
部会委員	健康福祉局保健所担当部長〔健康危機管理対策〕※
部会委員	こども未来局総務部長
部会委員	まちづくり局総務部長
部会委員	建設緑政局総務部長
部会委員	港湾局港湾振興部長
部会委員	臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部長
部会委員	会計室審査課長
部会委員	川崎区役所副区長
部会委員	幸区役所副区長
部会委員	中原区役所副区長
部会委員	高津区役所副区長
部会委員	宮前区役所副区長
部会委員	多摩区役所副区長
部会委員	麻生区役所副区長
部会委員	上下水道局総務部長
部会委員	交通局企画管理部長
部会委員	病院局総務部長
部会委員	消防局警防部長
部会委員	市民オンブズマン事務局担当課長
部会委員	教育委員会事務局総務部長
部会委員	選挙管理委員会事務局選挙部長
部会委員	監査事務局行政監査課長
部会委員	人事委員会事務局調査課長
部会委員	議会局総務部長

※の部会委員は業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）にかかる専門部会に限る。